

○健康保持増進計画助成金に関する Q&A

1 助成対象事業者について

Q1-01 助成金を受けるための要件は何ですか。

A1-01 具体的な申請の要件は、「事業場における労働者の健康保持増進計画助成金の手引（令和3年度版）」の1頁をご覧ください。

Q1-02 1事業場で申請はできますか。

A1-02 1事業場ごとに申請してください。

Q1-03 申請に当たって事業場の労働者数は関係するのでしょうか。

A1-03 本助成金は、申請する事業場の労働者数といった事業場の規模は問いませんので、どのような事業場でも要件を満たせば申請することは可能です。

Q1-04 様式第4号「支給要件確認申立書」の中で「過去1年間に、労働関係法令（労働基準関係法令等）違反をしている。」とありますが、労働関係法令違反とはどのようなことを指すのですか。

A1-04 労働関係法令違反により送検されていること、又は行政機関から企業名の公表や認定の取り消しをされていることを指します。
なお、就業規則の作成届出、36協定届出、健康診断の実施などの労働関係法令違反については、是正・改善されてから申請していただくことが望ましいです。

Q1-05 様式第5号「助成金支給申請チェックリスト兼同意書」の「申請内容」について「『健康保持増進計画』の内容について、他の助成金等を申請・受給していないこと」とありますが、「他の助成金等」とは具体的に何を指すのですか。

A1-05 「他の助成金等」とは、当機構の産業保健関係助成金（ストレスチェック助成金、心の健康づくり計画助成金、小規模事業場産業医活動助成金、職場環境改善計画助成金、副業・兼業労働者の健康診断助成金）やエイジフレンドリー補助金等のことを指します。

2 助成対象経費について

Q2-01 支給申請できる回数について、教えてください。

A2-01 「健康測定」、「健康指導」及び「研修等」のいずれかの措置の実施費用について、1事業場当たり10万円を上限に、将来にわたり1回限り助成される制度ですので、支給申請の回数は1回限りです。なお、1回目の支給申請で10万円未満の

金額が支給された場合であっても、異なる措置の実施費用について2回目の支給申請をすることはできません。

Q2-02 令和2年度以前の措置の実施費用は助成金の申請対象になりますか。

A2-02 助成金の対象になりません。

3 申請について

Q3-01 助成金の申請はいつまでに行えばいいですか。

A3-01 申請する措置の実施日から3か月以内に申請してください。

ただし、2種類以上の措置を申請する場合は、最後に措置を実施した日から3か月以内に申請してください。

Q3-02 措置の実施者への支払いをインターネットバンキングで行います。助成金申請の際は、インターネットバンキングの振込完了明細書を提出すればいいですか。

A3-02 インターネットバンキングの振込完了明細書は不可とします。インターネットバンキングの振込完了明細書では、他の案件も合わせて振り込むことにより、振込額と各健康保持増進措置の実施に係る金額が不一致となることが考えられること、また、振込内容がわからないことから、必ず当該措置を実施したことがわかる領収書を発行してもらい、領収書(写)を提出してください。インターネットバンキングの振込完了明細書に振込内容がわかる内訳書を添付しても申請は不可としますので、必ず領収書を発行してもらってください。

Q3-03 助成金振込先の口座名義は個人名義でも可能ですか。

A3-03 個人名義の振込先での申請は不可となります。